

紀美野町第3回定例会会議録

平成25年9月20日（金曜日）

○議事日程（第3号）

平成25年9月20日（金）午前9時25分開議

- 第 1 諸般の報告について
- 第 2 議案第52号 紀美野町子ども・子育て会議条例の制定について
- 第 3 議案第53号 紀美野町道路線の認定について
- 第 4 議案第54号 和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について
- 第 5 議案第55号 平成25年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について
- 第 6 議案第56号 平成25年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 7 議案第57号 平成25年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 8 議案第58号 平成25年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第 9 議案第59号 平成25年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第60号 平成25年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第61号 平成25年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第62号 平成25年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第63号 工事請負契約の締結について（平成25年度町道平中通り2号線（仮称・新龍光寺橋）橋梁架設工事）
- 第14 議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について）
- 第15 議案第65号 工事請負契約について（平成24年度野上中学校大規模改修工

事)

- 第 1 6 請願第 1 号 「新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書」提出を求める
請願について（委員長報告）
- 第 1 7 発議第 3 号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書（案）について
- 第 1 8 発議第 4 号 道州制導入に断固反対する意見書（案）について
- 第 1 9 発議第 5 号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保
のための意見書（案）について
- 第 2 0 議員の派遣について
- 第 2 1 閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）
- 第 2 2 閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）
- 第 2 3 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第 2 4 閉会中の継続審査の申し出について（決算審査特別委員会）
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 4 まで

○議員定数 1 4 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	七良 裕 光 君
2 番	町 田 富枝子 君
3 番	田 代 哲 郎 君
4 番	加 納 国 孝 君
5 番	北 道 勝 彦 君
6 番	向井中 洋 二 君
7 番	上 北 よしえ 君
8 番	伊 都 堅 仁 君
9 番	仲 尾 元 雄 君
1 0 番	松 尾 紘 紀 君
1 2 番	美 野 勝 男 君

1 3 番 美 濃 良 和 君

1 4 番 小 椋 孝 一 君

○欠席議員

1 1 番 杉 野 米 三 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	井 上 章 君
企画管財課長	増 谷 守 哉 君
住 民 課 長	牛 居 秀 行 君
税 務 課 長	中 谷 嘉 夫 君
保健福祉課長	山 本 倉 造 君
産 業 課 長	大 窪 茂 男 君
建 設 課 長	山 本 広 幸 君
総務学事課長兼 教 育 次 長	中 尾 隆 司 君
生涯学習課長	岩 田 貞 二 君
会 計 管 理 者	西 切 博 充 君
水 道 課 長	温 井 秀 行 君
地籍調査課長	尾 花 延 弥 君
美 里 支 所 長	西 敏 明 君
国体推進課長	南 秀 秋 君
代表監査委員	向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 議

○議長（小椋孝一君） 本日の会議を開きます。

（午前 9時25分）

○議長（小椋孝一君） 本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（小椋孝一君） 日程第1、諸般の報告を行います。

過日、総務文教常任委員会が町内の所管事務調査を行っていますので、委員長から調査結果について報告願います。

総務文教常任委員長、伊都堅仁君。

（総務文教常任委員長 伊都堅仁君 登壇）

○総務文教常任委員長（伊都堅仁君） 去る9月13日、総務文教常任委員会、町内所管事務調査を実施いたしました。執行部から総務学事課長、企画管財課長に同行していただきました。議会からは常任委員4名参加のもと、野上中学校、町営住宅予定地、太陽光発電パネル設置箇所、下神野小学校、美里中学校の調査を行いました。

野上中学校は、夏休み中に職員室、普通教室、トイレ等の大規模改修の一部が完了し、生徒たちはきれいに改修された教室で授業を受けていました。残りの工事についても工期内完了目指して順調に進行中とのことでした。

下神野小学校では4月から始まった給食について視察、中家校長、中尾総務学事課長より説明を受けた後、給食調理完了後コンテナに詰めて美里中学校及び野上中学校へ送り出す様子を視察、その後運搬先の美里中学校へ運搬車とともに移動し、コンテナ受け入れ状況を確認しました。運搬車の運転はシルバー人材センターに委託していて、コンテナの積みおろしについてはスムーズに行われていました。

美里中学校、大西校長から、生徒は給食希望者より弁当希望者のほうが多く、逆に父兄は弁当希望者より給食希望者のほうが多いという現象があること、生徒の食べる量についても個人差があること、また給食の配膳や後片づけの時間が必要なため、昼休憩の自由時間が極端に少なくなり、生徒にとっては非常に窮屈な思いをしているという現実があることなど、学校給食に関する諸問題についてうかがうことができました。

学校給食運営全般的には、今のところ大きな問題もなくスムーズに運営されているようでした。

福井の町営住宅予定地及び国木原の太陽光発電パネル設置箇所については、増谷企画管財課長よりそれぞれ説明を受けました。

福井の町営住宅予定地については、国の社会資本整備総合交付金を活用し、5区画1,148㎡を土地開発公社から購入し、8戸の町営住宅を建設予定。木造2階建てで2戸が1棟という様式で合計4棟、建設面積は1戸当たり約75㎡、3LDKとし、現在設計図を作成中とのことでした。

建設用地については、現在階段状になっているため造成工事が必要で、また1戸当たり2台目の駐車場として有料駐車場8台分の整備について検討中とのことでした。

また太陽光発電事業については、大阪ガスの子会社エナジーバンクジャパン株式会社が主体となり発電施設の建設から管理、売電までを行うもので、敷地面積は1,600㎡、発電容量は1サイト55キロワットの2サイトで計110キロワットの発電施設ということでした。

当町には、支払われる土地の賃料と固定資産税に加え売電収入の一部が入り、事業実施期間20年間で町の収入額は約1,200万円を見込んでいるということであり、地域振興並びに遊休施設の有効活用が図れるということでした。以上で委員長報告を終わります。

(総務文教常任委員長 伊都堅仁君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第52号 紀美野町子ども・子育て会議条例の制定について

○議長(小椋孝一君) 日程第2、議案第52号、紀美野町子ども・子育て会議条例の制定について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 紀美野町子ども・子育て会議条例について質問いたします。

子ども・子育て支援法第77条第1項は処理する事務について第1号から第4号までの4項目を指定しています。第1号では特定教育・保育施設、例えば認定こども園であったり幼稚園、保育所の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べる機関、第2号では特定地域型保育事業、家庭的保育事業であったり小規模保育事業、居宅訪問型保育事業とか事業所内の保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べる、第3号で

は市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるか変更しようとするときに審議し、意見を述べると、第4号は当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項や施策の実施状況などを調査審議し、意見を述べると、この4項目がその事務処理すべき事務として規定されています。

条例の第3条では法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するということだけでよいと思うんですが、わざわざ条例第3条に町が実施する児童福祉法（昭和22年法律164号）とその他の子どもに関する法律による施策について町長の諮問に応じ調査審議すると加えたいとは何なのか。これが加わっているのはほかの市町村の条例では珍しいので、その意図について。

それから条例の第4条、組織に社会福祉法人など保育事業者を加える必要はないのかどうか。当町に社会福祉法人が運営する保育所はないのですが、当町に介護事業を展開している社会福祉法人は他市町村で保育所も運営していますので、そういう必要はないのかどうか。

それから条例第4条の組織で、（5）関係行政機関の職員としてありますが、教育関係職員や保育関係職員と明記してはないので、教育関係職員、保育関係職員は必ず入ると、関係職員の中に必ず含まれているんだというふうな理解でいいのか。その3点について伺います。

（3番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、山本君。

（保健福祉課長 山本倉造君 登壇）

○保健福祉課長（山本倉造君） ただいまの田代議員の御質疑でございますが、条例第3条に児童福祉法その他子どもに関する法律による施策について町長の諮問に応じ調査審議するというのをなぜ加えたかということでございます。直接保護者の皆様とか子ども・子育てに関係する方々に広く意見を求める機関として、この会議をなるべく有効に使えるようなものとするため、子ども・子育て支援法に規定されるものに限定した会議とするのではなくて、今言いました広く意見をいただけるような機関とするということでございます。

次の事業に従事する者ということで、現在のところ町内に実際行っている事業の人々ということで保育所、学校等を考えています。

次の関係行政機関の職員として保育所の職員とか小学校の教諭の方々、担当課とかが

入るかということでございますが、必ず保育所、小学校、担当課が入ることになると思います。以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 現在法人が経営する保育所というのがないからということなんです、将来そういう民間の法人が経営する保育所が設立される、今は子供の数というのが非常に少ないのでその可能性は低いんですが、そういうものができたとすれば、そういうのは当然入るんでしょうかということと、担当関係行政機関の職員の中に先ほど保育所という話は出てきたんですけど、教育関係というあれはなかったように思うんですが、それは必要ないということなのかどうか。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） 将来、町内に民間の保育所等ができた場合は当然その中の一つとして考慮していく、そのときになって考慮するということになっていると思います。

それと小学校の関係の方は入らないのかということですが、入ります。入る予定です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

13番、美濃良和君。

(13番 美濃良和君 登壇)

○13番（美濃良和君） この会議条例というのをつくらなきゃなんということとで設置されていくわけですけども、基本的なところでお聞きしておきたいんですけども、町の方針としてあくまでも公立保育所と、そういうことを前提にお考えであるという方向について確かめておきたいと思います。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質疑にお答えいたしたいと思います。今も保育所におきましては公立ということで、町として進めております。将来的にもできるだけそういうことで進めていきたいと、そのように思います。ただ、他の法人がそうしたことで設立等々をした場合は、やはりその時点をもって、また考えていかないかなあというふうに考えております。御理解を賜りたいと思います。以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第52号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第53号 紀美野町道路線の認定について

○議長 (小椋孝一君) 日程第3、議案第53号、紀美野町道路線の認定について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第53号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第５４号 和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について

○議長（小椋孝一君） 日程第４、議案第５４号、和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について、議題とします。

これから質疑を行います。

３番、田代哲郎君。

（３番 田代哲郎君 登壇）

○３番（田代哲郎君） 和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について質疑いたします。

第１点は、総務省消防庁は、この４月１日に市町村の消防広域化に関する基本指針の改正を公示しています。この事業と改正した基本指針とのかかわりがないのかどうか。つまり、この事業を構成する公共団体及び事務組合が将来にわたって広域消防化する場合に、その指針となる、全員協議会ではその関係はないということでしたが、一応ここで、いま一度質疑させていただきます。

（３番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 消防長、家本君。

（消防長 家本 宏君 登壇）

○消防長（家本 宏君） 田代議員の質疑に回答させていただきます。

指令業務の共同化と消防の広域化の関連性についてでございますが、全員協議会するときにもお話をさせていただいたとおり全く別の問題ということで捉えてございます。以上、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

（消防長 家本 宏君 降壇）

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第５４号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第55号 平成25年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第5、議案第55号、平成25年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） まず42ページお願いいたします。歳入の14款、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、1節、総務費補助金で地域の元気臨時交付金2億4,918万7,000円が計上されています。この補正で主にどの事業にこれが充当されるのか、お願いいたします。

次に、歳出に移りまして45ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、9目、自治振興費、15節、工事請負費で海南鋼管団地バス転回場整備工事258万3,000円が計上されています。具体的な工事内容についての説明をお願いします。

それから47ページで4款、衛生費、1項、保健衛生費、成人保健対策費で需用費として印刷製本費30万円の計上です。がん検診の啓発ということだったのですが、少し内容の詳しい説明をお願いします。

それから8款の消防費です。49ページ、8款、消防費、1項、消防費、1目、常備消防費で19節、負担金、補助及び交付金、高機能指令システム等共同整備事業負担金6,868万2,000円の計上です。6月の全員協議会に提出された資料ではシステム構築費用の負担割合は人口割70%プラス均等割が30%ということで説明されたと思います。その時点における紀美野町が負担する概算費用は1億1,300万円というふうに記載されています。この件に関する債務負担行為補正で1億2,558万9,000

円が計上されていますが、概算でどの程度の負担を見込んでいるのか、その点についてお願いします。

次、51ページの11款、公債費です。11款、公債費、1項、公債費、1目、元金、23節、償還金、利子及び割引料、長期償還元金が1億8,014万4,000円ということで、償還後の公債費残高は幾らになるのか。

それから12款の諸支出金で同じページです。12款、諸支出金、1項、基金費、1目、財政調整基金費、25節、積立金、財政調整基金積立金1億9,669万1,000円という計上です。積み立て後の基金残高は幾らになるのか、その点についてお願いします。以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 田代議員質疑の42ページの14款、国庫支出金の地域の元気臨時交付金の充当先の事業ということでございます。ずっと事業を申し上げます。野上区域のじんあい処理場の整備ということで1,950万円、それからごみ収集車が900万円でございます。それから山畑農免農道整備事業に2,580万円、柴目川・長谷川災害防止事業ということで3,450万円、柴目七山バイパス線ということで1,000万円、町道南線改良工事2,400万円、消防積載車で550万円、小型動力ポンプ、小型積載車とポンプで700万円、町道日浦線改良で400万円、町道垣内線改良工事で400万円、町道北峰線で240万円、海南鋼管団地排水路改良事業で248万7,000円、海南鋼管団地バス回転整備事業で240万円でございます。

それから地域振興基金への積み立てということで、残額9,860万円ということの内訳でございます。

歳出の総務費、自治振興費の海南鋼管団地バス回転整備の具体的なということでございます。この事業につきましては、下佐々地区への海南鋼管方面へのコミュニティバスの路線変更に伴いまして、海南鋼管のほうへコミュニティバスが入っていくと、そしてその回転場として、ちょうど集会所の横に町有地がございますので、そこを回転場所にして行くと。アスファルトの舗装が283.5㎡と、それからあとフェンス撤去とか側溝の工事と、こういう形でございます。

それから財政調整基金の25年度末見込みでございますが、12億3,641万7,0

00円となっております。

公債費の残高はちょっと確認して後ほど申し上げます。恐れ入ります。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長 (山本倉造君) 47ページ、成人保健対策費の印刷製本費の内容ということでございます。これにつきましては県の補助金により行う事業でございます。がん検診推進支援事業ということで、がん検診の勧奨の文書を今年度中に2回出す予定にしています。印刷の内容といたしましては、10月には乳がんの未受診者を対象にしまして県の例による受診案内と、もう一つがん検診の有効性を書いた文書の2種類を印刷します。3月、年度末におきましても、これは全がん対象になるんですが、同様にがん検診の案内と必要性の説明を書いた文書になる予定です。以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長 (家本 宏君) それでは、田代議員の御質疑でございます49ページ、8款、消防費、1項、消防費、1目、常備消防費の19節、負担金、補助及び交付金の中の高機能指令システム等共同整備事業負担金の概要に関して、説明をさせていただきます。

以前、全員協議会の中で費用の負担方法ということで説明をさせていただきましたが、議員がおっしゃられていましたとおり、全体で費用案分できるものに関しましては人口割が70%、均等割が30%、各団体が個別に負担すべきものについては個別に負担するといったような負担方法ということで説明をさせていただきました。

次に、この事業の内容ですが、まず1つ目が高機能消防指令システムの構築でございます。それと合わせて密接に係る消防救急無線の活動波基地局及び移動局の整備、これを行うということでございまして、4消防本部合わせてのおのあの工事費用でございますが、高機能消防指令システムの構築費が12億9,292万5,000円、消防救急無線のデジタル化整備費が8億2,090万4,000円ということで、総事業費合計21億1,382万9,000円の事業でございます。そのうち紀美野町としての負担分でございますが、高機能消防指令システムの構築費用といたしまして1億1,707

万1,000円、消防救急無線デジタル化整備費の費用といたしまして7,720万円ということでございまして、今回この補正のほうへ上程させていただきましたのは、今年度25年度に整備可能な全体事業費の36%という状況での6,868万2,000円ということでございます。債務負担行為の追加分に関しましては残りの64%ということで26年度に実施予定であるということでございますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、井上君。

○総務課長 (井上 章君) 済みません、先ほど抜けておりました公債費の繰上償還を行った残高でございます。101億1,112万1,000円でございます。以上でございます。

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

1番、七良裕光君。

(1番 七良裕光君 登壇)

○1番 (七良裕光君) 51ページの12款、諸支出金、1項、基金費の8目、地域振興基金費として、先ほど9,860万円の地域振興基金積立金として積み立てますという債務の国庫支出金の中での説明がございましたが、その地域振興基金積立金については今後地域の元気事業として考えている事業はあるのか、またその事業に充当している目的で、この基金を積み立てたのか、そこらをお伺いしたいと思います。

(1番 七良裕光君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長 (井上 章君) 七良裕議員の質疑でございます。地域振興基金への積立金の今後の使途ということでございます。この地域振興基金の補助金の使途でございますけれども、単独事業の起債事業への充当という規定がございます。どの事業ということは、現在積み立てて平成26年度で充当を使っていくということでございます。現在明確にどの事業とは申し上げられませんが、この補助金の使途としてはそういう使途の枠がございますので御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

13番、美濃良和君。

(13番 美濃良和君 登壇)

○13番(美濃良和君) 49ページなんですが、消防で今回ちょっと大きな金額で6,886万2,000円の高機能指令システム等共同整備事業の負担金ということで上がっておりますけども、こういうことになってまいりますと、負担金ですから、うちには関係ないということなんでしょうけれども、これについて請負ということについてのどのような形をとられていくのかお伺いしておきたいと思います。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長(家本 宏君) 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

このシステムの構築に関しましては、協議会といいますのは法人格を有しないために、協議会のほうでいろんな財産の取得というふうなことができません。つきましては4消防本部のうちの代表として和歌山市のほうで一応システムの導入をお願いし、おの他の市、また町が負担金としてそちらのほうへ応分の負担をさせていただくと、そういう形になりますので御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 13番、美濃良和君。

○13番(美濃良和君) そうすると和歌山市のほうで請負については入札なり、その形をとってやっていくと、これはそれぞれ普通の我々が物を買うときのそういうシステムでやっていくと、そういうことでよろしいんですか。

○議長(小椋孝一君) 消防長、家本君。

○消防長(家本 宏君) 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長(小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第55号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第56号 平成25年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号) について

◎日程第7 議案第57号 平成25年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正
予算(第1号) について

◎日程第8 議案第58号 平成25年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第
1号) について

○議長(小椋孝一君) 日程第6、議案第56号、平成25年度紀美野町国民健康
保険事業特別会計補正予算(第2号) について、日程第7、議案第57号、平成25年
度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号) について、及び日程第
8、議案第58号、平成25年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
について、一括議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第56号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

これから議案第５７号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第５７号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。

これから議案第５８号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第５８号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第５９号 平成２５年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第９、議案第５９号、平成２５年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

３番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 平成25年度紀美野町介護保険事業特別会計の補正(第1号)で、81ページ、歳出の部で1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、11節、需用費、印刷製本費21万3,000円、12節の役務費、郵便料87万円の計上です。この事業について、もう少し説明のときより少し詳しく詳細をお願いします。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長(山本倉造君) ページ81の一般管理費の中の印刷製本費及び郵便料についてでございます。これにつきましては来年度介護保険事業計画第6期を策定することになっています。それにつきましては、毎回日常生活圏域ニーズ調査を実施しております。例年でしたら計画の年に行っているものなのですが、今回は前年度に調査をいたしまして、なるべく早いうちから分析等できるようにして計画に反映していきたいということで今年度中に行うこととしています。対象者は65歳以上の全員の高齢者の方、入所されている方等は除くんですが、約4,000名の方全員についてアンケート用紙を送付いたしまして調査をいたします。中身につきましては、継続性の件もありますので前回と同じような内容になると考えています。郵送料は送るのと返信、往信の郵送料でございます。以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 3番、田代哲郎君。

○3番(田代哲郎君) アンケートということで、それは当然記名アンケートになるわけですか。

○議長(小椋孝一君) 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長(山本倉造君) アンケートは記名アンケートになります。そのアンケートに基づきまして、その人個人ごとの状態についての多少のアドバイスが必要な方には発送するという。前回も行ったんですが、そういうことになるのかなと思っています。

○議長(小椋孝一君) 3番、田代哲郎君。

○3番(田代哲郎君) 身体状況とかそういうことに関しては記名アンケートでも書くと思うんですけども、ただメンタルな部分、例えば鬱傾向であるとかひきこもりで

あるとか、そういう部分について記名アンケートできちっと出てくるのかなという懸念、それから認知症とかも含めまして、そういうメンタルな部分が記名アンケートでもきちっと把握できるのかなという気がします、その辺はどうなのでしょう。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） 前回もそういう認知症、鬱関係のアンケートの設問がありまして、それを利用して、そういう傾向のある方について予防事業等の対象としたこともありまして、そんなにたくさんの具体的なものではなくて、ある程度の効果は得られるのではないかと考えています。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第59号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第60号 平成25年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第10、議案第60号、平成25年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 89ページ、歳出なんですけれども、一般管理費でふれ

あい公園遊具等の改修工事ということで753万7,000円と。これはスウェーデン製の遊具を実施してきているということなんですよ。以前にもこの遊具の修理でしたか、あったと思うんですけども、相当大的な金額がいつてきてると思うんです。もうそろそろ耐用年数等も考えたりして、よりに割高なもののようにありますし、新たに日本製で変えていくのと、それから修理をしながら続けていくのと、どっちがいいのかぼちぼち考えるということにならないのではないかと思います、その点についてどうでしょうか。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) 美濃議員の質疑にお答えさせていただきます。

ふれあい公園の遊具改修工事ですけども、切り取った斜面の上に遊具が乗っているということで雨水が流れて、その裾で水が浸透して前の道が陥没したということでございます。遊具については毎年毎年点検はやってございますので問題はないと思いますが、今回は道の陥没により一番前の柱が引かれたという状況でございますので、こういう修繕をすれば当分いけるんじゃないかなと思ってございます。以上です。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 13番、美濃良和君。

○13番 (美濃良和君) ふれあい公園ができて、そのときにこの機械を導入したと思うんですけども、もう何年になってきてますか。それからこの耐用年数というのは恐らくあるのではないかと思います。そういう点で非常に独占企業的な形になってきているというふうに聞くんですけども、そういうことで全体的に考えて新たに国産で変えていくことの、どっちみち年数がたてば修理がふえてくるのは当然ですし、そういう点で一度検討する必要があるのかないのかお伺いしたいと思います。

○議長 (小椋孝一君) 町長、寺本君。

○町長 (寺本光嘉君) 美濃議員の再質疑にお答えをいたしたいと思います。

ふれあい公園ができてから約13年ということでございまして、当初からノアデュー城、これにつきましてはリゾート博の基金をいただいて、そしてあれは確か1億2,000万円ぐらいの遊具ということであります。そんな中で、やはり子供の遊具という

ことで、毎年定期点検をしながら現在までたっております。その検査をしたときに、ちょっとどの部品を変えながらとかそうしたもんも毎年定期点検と一緒にやってきてるということで、１３年たってもいまだに使えるという、こういうふうに思います。

そこで今回の場合はその遊具器自体の原因ではなしに、その建っている土地の排水、これによって陥没した、そしてその遊具器の一部がそれに引っ張られて、ちょっといびつになってきたということへの改修でございますので、これはこうしたことで修繕をさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃられるように、もう１３年も１４年もたってきたら経費がかさむけれどもということでございますが、そこにつきましては十分配慮しながら、どちらが得かと、これから１億入れてまたつくるのがええか、それともまた今のままで修繕をしながらしていくのがいいかということで比較検討しながら、やはり今後進めていきたいと思っておりますので御理解賜りたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第６０号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第６０号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第６１号 平成２５年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第１号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第１１、議案第６１号、平成２５年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第61号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第62号 平成25年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第12、議案第62号、平成25年度紀美野町美里簡
易水道特別会計補正予算(第1号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

13番、美濃良和君。

(13番 美濃良和君 登壇)

○13番(美濃良和君) 105ページ、歳出なんでもございなんですけれども、一般管
理費が329万4,000円の補正をされるということで、中身は職員の2名増という
ことですけれども、これについての内容についてお尋ねしたいと思います。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 水道課長、温井君。

(水道課長 温井秀行君 登壇)

○水道課長(温井秀行君) 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

105ページ、美里簡易水道、歳出の補正の内容でございます。職員の給料、職員手
当等の詳細な内容でございます。これは平成25年4月の人事異動によりまして2名の

職員の異動がございまして、役職の相違の増減でございますので、御理解いただきたい
と思います。

(水道課長 温井秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 13番、美濃良和君。

○13番 (美濃良和君) 2名の職員と、そういうことで、これは給料の高い職員
をこちらに配置したと、そういうことでよろしいんですね。

○議長 (小椋孝一君) 水道課長、温井君。

○水道課長 (温井秀行君) おっしゃるとおりでございます。役職の上の方が本年
から担当となっております。

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第62号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時29分)

再 開

○議長 (小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

◎日程第13 議63号 工事請負契約の締結について（平成25年度町道平中通り2号線（仮称・新龍光寺橋）橋梁架設工事）

○議長（小椋孝一君） 日程第13、議案第63号、工事請負契約の締結について（平成25年度町道平中通り2号線（仮称・新龍光寺橋）橋梁架設工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） 本工事請負に伴う応札業者とそれぞれの応札金額、それからこの工事の落札した業者の落札率についてお願いします。

（3番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 建設課長、山本君。

（建設課長 山本広幸君 登壇）

○建設課長（山本広幸君） 田代議員の質疑にお答えします。

まず応札された指名業者でございます。株式会社板橋製作所、金額については3億6,000万円、消費税抜きです。それから株式会社豊工業所、3億1,600万円、それに三井造船鉄構エンジニアリング株式会社、2億6,900万円、それから竹島鉄工建設株式会社、3億5,595万円、それから株式会社アルス製作所、この業者については辞退をしております。それから鹿島道路株式会社、この業者も辞退をしております。落札されたのが三井造船鉄構エンジニアリング株式会社となっております。落札率は72.98%でございます。以上でございます。

（建設課長 山本広幸君 降壇）

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） これは最低、上限を決めてあったのかどうかお聞かせ願いたいと思います。72.98%というかなり低い値になっているわけでございますけれども、これについては調査されたのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

（13番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長 (山本広幸君) 美濃議員の質疑にお答えします。

まず予定価格のほうでございます。3億6,855万円、それから調査基準価格として3億221万円となっております。それから議員が言われるように低入札価格調査制度の価格になっておりますので、調査を行いました。平成25年9月5日に調査委員会が開かれ、契約が適当であるという旨の決定を受けて今回上程しました。以上でございます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 13番、美濃良和君。

○13番 (美濃良和君) この業者はこの金額でできるという根拠というんですか、それはどのように説明されているんですか。

○議長 (小椋孝一君) 建設課長、山本君。

○建設課長 (山本広幸君) 業者にしましてはまず労働者の確保が容易であると、経験豊富な社員それから協力会社の熟練した技能者の配置を確保しており、効率的な作業により労務費の軽減が可能であると。熟練した技術者がおりますので、工期的にも短縮ができるということで労務費の軽減が可能ということでございます。

それから今現在手持ち工事の状況ですが、近畿管内での手持ち工事がないということでございます。それと当工事現場と事務所、これは和歌山営業所でございますが、車でいえば約40分ぐらいで来れるということでございます。それが主な理由となっております。以上でございます。

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第63号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について）

○議長（小椋孝一君） 日程第14、議案第64号、専決処分の承認を求めることについて（和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について）、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第64号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから、議案第64号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本件は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、専決処分につき承認を求める件は承認することに決定しました。

◎日程第15 議案第65号 工事請負契約の変更について（平成24年度野上中学校大規模改修工事）

○議長（小椋孝一君） 日程第15、議案第65号、工事請負契約の変更について（平成24年度野上中学校大規模改修工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

10番、松尾紘紀君。

（10番 松尾紘紀君 登壇）

○10番（松尾紘紀君） 少しお伺いします。全員協議会で詳細についてお伺いしたんですが、これの事業費は1億2,500万円ぐらいだと思います。落札は69.6ぐらいやと思いますが、そこでこの変更契約で、名前が変更契約ですが、我々というよりか私から見ると、これは随意契約ということに感じます。それで、町長初め各担当の今までの課長の話では、やはり地元業者を育成のため、または活性化のためにいろいろな面で入札または工事しているということでありましたが、この変更契約でもとの業者にそのまま行くということであれば入札ができないのか、その点をひとつお伺いしたいと思います。

（10番 松尾紘紀君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、中尾君。

（総務学事課長 中尾隆司君 登壇）

○総務学事課長（中尾隆司君） 松尾議員の御質疑にお答えいたしたいと思います。

今回変更で8,463万7,350円ということをお願いをしている件でございます。これにつきましては先ほど全員協議会の中で説明をさせていただいた部分にかかわることなんですけども、現在当初の契約の部分で、今回変更をお願いしている特別教室棟、これにつきましては当初契約による工事が外壁、屋上、廊下、その部分が現在工事中であると、また工事期間が学校の予定もありまして2月7日までという工事期間になっております。そのような、これから工事を始めるに当たって工事期間の関係、また現在工事中の部分の内部を今度改修という、そういう条件の中から、議員が言われるように工事を分離発注ですか、そういうことには少し問題が出てくるということで、今回この変更部分につきましては一連の工事ということで変更契約ということで上程をさせていただいております。御理解のほどよろしくお願いします。

（総務学事課長 中尾隆司君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 10番、松尾紘紀君。

○10番（松尾紘紀君） 今、課長のほうから詳細にお伺いしました。それではもう一つだけ。現在やっている進行中の工事、これもあわせて平成26年の2月ということで、この8,463万7,350円、これもあわせて、この工事が平成26年2月7日まで完全に仕上がると、こういうことでいいのかな。もしこれが1週間なり10日なり延びるということはないでしょうな。それだけお伺いします。

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、中尾君。

○総務学事課長（中尾隆司君） 松尾議員の再質疑でございます。

工事期間につきましては今回変更の内容というんですか、変更の部分に入っておりません。ということで、当初契約しております2月7日までの工事期間というのは変更することがございませんので、今回追加で契約します八千四百万何がしの工事につきましても工期内で完了するというのが条件ということになりますので、御理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

1番、七良裕光君。

（1番 七良裕光君 登壇）

○1番（七良裕光君） 1点確認だけお願いします。先ほど、るる協議会のほうで説明を受けたわけですが、1点、時計塔を耐震の関係で改修するという御説明でございましたが、この時計塔は昭和43年に寄贈されたものだというお話も承りました。そういった関係で寄贈者の家族の方への承諾というんですか、改修をしたいということの申し入れをして了解をいただいているのかどうか、確認だけしたいと思います。以上よろしくをお願いします。

（1番 七良裕光君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、中尾君。

（総務学事課長 中尾隆司君 登壇）

○総務学事課長（中尾隆司君） 七良裕議員の御質疑でございます。

この時計塔につきましては、昭和43年に小畑の屋野氏から御寄附ということでいただいて、建築をしております。ということで現在40年少したっているということで、耐震ということの関係で、耐震診断まではいたしておりませんが、岡本設計等に確認すると、現在の工事からいうと当時の配筋、鉄筋の数とかそういうものの調査の中で、高さと上部に乗っている時計の関係からいうと危険という部分をぬぐい切れないというような結果でございました。そういうことで今回息子さんが2名おります。両名に工事内容等説明をいたしまして、今回改修するというので承諾をいただいておりますので、御報告いたしたいと思います。以上でございます。

（総務学事課長 中尾隆司君 降壇）

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

6番、向井中洋二君。

(6 番 向井中洋二君 登壇)

○ 6 番 (向井中洋二君) 私からも少し確認だけですが、今回特別教室の室内を改修していくという中で、夏休みも終わって生徒たちの授業のほうをどうしていくのか、それによって子供たちへの影響はないのか、お伺いしておきます。

(6 番 向井中洋二君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長 (中尾隆司君) 工事に関しましては音の出る工事、また消音というんですか少ない音でできる工事というような関係がございます。大きく音が出るようであれば授業等に支障を来しますので、そういうような工事については学校が休みの期間に行うというような、そういう工程の中で、部屋の内部の取りかえ等、音等に支障がない部分については学校授業中であっても問題なくできるということで聞いております。また現在特別教室で行う授業については普通教室の空き教室等を利用する等、そのような形で授業を行っている状況でございますので御理解のほどよろしく願いいたします。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第 6 5 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第 6 5 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 5 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 6 請願第 1 号 「新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書」提出を求め

る請願について（委員長報告）

○議長（小椋孝一君） 日程第１６、請願第１号、「新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書」提出を求める請願について、議題とします。

請願について委員長の審査経過、結果の報告をお願いします。

総務文教常任委員長、伊都堅仁君。

（総務文教常任委員長 伊都堅仁君 登壇）

○総務文教常任委員長（伊都堅仁君） 付託を受けております請願第１号、「新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書」提出を求める請願について慎重に審査を行いました。その結果を報告いたします。

住民は日々、新聞から政治・経済・社会のあらゆる分野の情報を入手し、知識を得、また教養・常識が備わっています。また政府は平成２６年４月に条件が整えば消費税増税を実行しようとしています。しかし、それによって各家庭の経済的負担が増大し、社会基盤である新聞の購読を中止する家庭がふえ、国民の知識・教養・常識の低下を招き、国民の知的レベルがさらに低下し、我が国の国際競争力を衰退させるおそれがあります。

また、新聞販売店は個別宅配網を経営の基盤としています。配達・集金・営業の業務を行い、国民に新聞の情報を最終ランナーとして届け、民主主義社会の健全な発展、国民生活の向上、国力の維持に貢献しています。消費税増税により新聞販売店の経営が大幅に悪化すれば、全国３６万人超の販売店スタッフの雇用の方が失われる可能性があります。

また、日本の新聞普及率は世界最高水準にあります。国民がより少ない負担で全国の新新聞購読できる環境を維持していくことは、民主主義と文化の健全な発展に不可欠であると思われます。

ヨーロッパ先進諸国では新聞の軽減税率はむしろ常識であり、我が国も消費税増税に当たり複数税率の導入、新聞への軽減税率の適用を求めなければなりません。このことから、国及び政府に対して新聞への消費税軽減税率適用を求めることが必要であります。以上により、請願第１号は採択すべきとの結論に達しました。以上で報告を終わります。

（総務文教常任委員長 伊都堅仁君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから請願第1号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

請願第1号に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択と決定しました。

◎日程第17 発議第3号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書(案)について

○議長(小椋孝一君) 日程第17、発議第3号、新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書(案)について、議題とします。

提案理由の説明をお願いします。

総務文教常任委員長、伊都堅仁君。

(総務文教常任委員長 伊都堅仁君 登壇)

○総務文教常任委員長(伊都堅仁君) 発議第3号、平成25年9月20日、紀美野町議会議長、小椋孝一。提出者、紀美野町議会総務文教常任委員長、伊都堅仁。

新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書(案)について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

それでは発議第3号、新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書(案)の提案理由について説明を申し上げます。

今、政府は平成26年4月に条件が整えば消費税増税を実行しようとしています。しかし、それによって各家庭への経済的負担が増大し、社会基盤である新聞の購読を中止する家庭がふえ、国民の知識・教養・常識の低下を招き、国民の知的レベルがさらに低下し、我が国の国際競争力を衰退させるおそれがあります。

また、新聞販売店は個別宅配網を経営の基盤としています。配達・集金・営業の業務を行い、国民に新聞の情報を最終ランナーとして届け、民主主義社会の健全な発展、国

民生活の向上、国力の維持に貢献しています。

現在、日本の新聞普及率は世界最高水準にあります。国民がより少ない負担で全国の新聞を購読できる環境を維持していくことは、民主主義と文化の健全な発展に不可欠であると思われます。

ヨーロッパ先進諸国では新聞の軽減税率はむしろ常識であり、我が国も消費税増税に当たり複数税率の導入、新聞への軽減税率の適用を求めなければなりません。よって、国及び政府に対し、新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書を提出するものであります。

意見書（案）を朗読します。

新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書（案）。

新聞販売店は、「国民の知的インフラとしての新聞を毎朝届けることで国力の維持に貢献している」という誇りを持ち、個別宅配制度を維持することで、国民の政治的・社会的関心を喚起し続けることが使命であると考え、日々の仕事に取り組んでいます。

政府は景気回復に向けて積極的政策を展開中ではありますが、国民の所得が順調にふえる保証はありません。来年４月に予定されている消費税増税によって各家庭の経済的負担が増せば、民主主義を支える社会基盤である新聞の購読を中止する家庭がふえることを懸念します。

そうなれば国民の知的レベルや社会への関心が低下することにより、日本の将来が危ういものになるでしょう。特に社会的・経済的弱者にその傾向が出た場合は格差が拡大し、社会的不安を招きます。

また、新聞販売店の経営が大幅に悪化すれば、全国３６万人超の販売店スタッフの雇用の場が失われる可能性があります。

政府は消費税アップに例外をつくりたくないと考えているようですが、多くの国では品目別の複数税率が導入されています。そして民主主義という観点での先進国では、以前より新聞、書籍などに軽減税率を適用しています。

よって下記の事項の実現を強く要望します。

記

１．消費税増税に当たり複数税率を導入すること。

１．新聞への軽減税率を適用すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月20日

和歌山県海草郡紀美野町議会

意見書提出先には内閣総理大臣、財務大臣宛て。

以上でございます。

(総務文教常任委員長 伊都堅仁君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから発議第3号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議第4号 道州制導入に断固反対する意見書（案）について

○議長（小椋孝一君） 日程第18、発議第4号、道州制導入に断固反対する意見書（案）について、議題とします。

提案理由の説明を願います。

7番、上北よしえ君。

(7番 上北よしえ君 登壇)

○7番（上北よしえ君） 発議第4号、平成25年9月20日、紀美野町議会議長、小椋孝一様。提出者、紀美野町議会副議長、上北よしえ。

道州制導入に断固反対する意見書（案）について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

それでは発議第４号、道州制導入に断固反対する意見書（案）の提案理由について説明申し上げます。

与党において道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また野党の一部においては既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第１８３回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなどの動きを見せています。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされるおそれ高いうえ、道州制はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであります。

このような状況を踏まえ、道州制の導入に断固反対する意見書を政府・国会等に提出するものであります。

意見書（案）を朗読します。

発議第４号、道州制導入に断固反対する意見書（案）。

我々町村議会は、平成２０年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年４月１５日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることはまことに遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに７月１８日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また野党の一部においては既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第１８３回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々紀美野町議会は道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

和歌山県海草郡紀美野町議会

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）・道州制担当宛て。

以上であります。

（7番 上北よしえ君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

8番、伊都堅仁君。

（8番 伊都堅仁君 登壇）

○8番（伊都堅仁君） 道州制について私は別に反対とか賛成とかっていうことを考えているわけじゃないんですが、まだ詳細も何も知らされていないこの段階で、どうして反対の決議を出さなきゃいけないのかということについて質疑いたします。

（8番 伊都堅仁君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 7番、上北よしえ君。

（1番 上北よしえ君 登壇）

○7番（上北よしえ君） 8番、伊都議員の質疑にお答えします。

道州制については、国会へ提出し、この法案が通れば地方自治が衰退してしまい、住民にとっても大変困ったことになると思います。個々の自治体の活力を高めて国力の増強につながるものであると確信しているので、紀美野町議会は反対していくものであります。地域の伝統や文化、郷土の意識を無視してつくり上げる大規模な団体や住民を置き去りにするものであるために、紀美野町議会は反対します。以上です。

(1 番 上北よしえ君降壇)

○議長 (小椋孝一君) 8 番、伊都堅仁君。

○8 番 (伊都堅仁君) 道州制なんてのは簡単にあしたすぐ導入しますってされるもんじゃない。これから10年も20年もかけて進めていくということで、また現状ではいろんな話をして、まだ細かい部分が全く示されてないわけですよ。そんな状況の中で今無理に意見書を出さなくても、詳細が出てきて、なおかつそれに対して市町村にとって不備なものがあれば、そのときに初めてやればいいことであって、こんなタイミングでどうしてやらなきゃいけないか、それが非常に疑問なので、そのことを聞いているわけ。それに対しての答えにはなっていないので、再度お願いします。

○議長 (小椋孝一君) 7 番、上北よしえ君。

○7 番 (上北よしえ君) 8 番、伊都議員の再質疑にお答えします。

まだ道州制については身近に示されていない、詳細に出ていないという質疑ですが、それが身近に示された、また詳細が出てきたとしては、さきの町村合併のように進んでしまっては大変なことになる。示されてからでは遅いと思いますので、紀美野町議会としては反対していく段階であります。

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから発議第4号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

2 番、町田富枝子君。

(2 番 町田富枝子君 登壇)

○2 番 (町田富枝子君) 公明党は道州制に対して賛成の立場をとっております。

公明党が考えている道州制について、少しお話をさせていただきたいと思います。明治維新以来140年、日本は大きく変わりました。でも47の都道府県と中央政府から成る国の形は変わっていません。その結果、日本は一極集中による地方の疲弊と二重三重の多重行政の無駄を抱えています。例えば地元で仕事をしたくても、企業は首都圏に集中していて、大学を出た若者たちは地元には仕事がなく帰ってくることはできません。また市町村、県、国それぞれの行政は複雑に絡み合っていて、大きな無駄や効率の悪さが指摘されています。地方は自分のことなのに自分で決めることができません。日本はそろそ

る新しい国の形を考える必要があります。

そこで公明党は地域主権型道州制の実現を目指しています。日本の各地域は海外の一国並みの生産力を持っています。現在の国の行政単位をもっと大きな9、11、13などの道州に分け直し、国の役割は外交や安全保障など、道州では産業振興や広域の環境整備など、市町村と基礎自治体ではまちづくりや社会福祉など役割を分担し、行政の効率化を図ります。これが国会議員や国家公務員の大幅な削減など大胆な行財政改革に結びつきます。各地域はそれぞれの特色を生かしたそれぞれの発展が期待されます。

いち早く道州制に取り組んできた公明党は、これは1991年から取り組んでおりますが、ことし道州制推進基本法の制定を目指します。この基本法をもとに道州制国民会議を設置し、3年間かけて議論を行いながら、その実現を目指しています。地方が元気になることで日本を再生する、それが公明党の考える道州制であります。

しかし道州制については全国町村会は反対の立場をとっています。今の構想では、道州制移行に伴い県の権限等を基礎自治体に移譲することとしていますが、受け皿としての基礎自治体を強化するために町村合併を強いられるのではないかと懸念もあるようです。合併を強いるのではなく周辺自治体の支援や道州の支援を想定していますが、そのほかにもさまざまな懸念や課題があります。

そこで、先ほども述べましたように道州制推進基本法を制定し、道州制国民会議を設置して道州制に関する議論を進めていきたいと考えています。このような公明党の立場でございますので、今回の意見書の提出には賛成しかねます。以上です。

(2番 町田富枝子君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

2008年3月以降、道州制ビジョン懇談会中間報告、日本経団連の道州制導入に向けた第2次提言中間取りまとめ、及び自民党道州制推進本部の道州制に関する第3次中間報告に向けて、たたき台が相次いで発表されています。いずれも2015年から18年までには道州制を導入するとしています。

政財界の構造改革推進派の人たちが道州制の導入後、国の形のつくりかえの最終目的にしている理由は、憲法により国と対等な関係にある地方自治体の体制を大きく変更す

るためにほかなりません。例えば沖縄県普天間基地の辺野古移設が県ぐるみの反対で、アメリカが国の思いどおりに進まないように重要な施策でも反対する自治体が広がる事態を避けるためには、国と地方自治体を上下関係に変える改革を求めざるを得ません。都府県がなくなれば、州政府との合意だけで国策を進めることができるからです。

また道州制は人口が1,000万人から3,000万人の極めて広大な面積に及ぶため、住民自治が機能しない地方行政体となります。今の県庁は出先機関として残ったとしても知事や県議会はなく、和歌山のことを和歌山で決めるということではできなくなります。もちろん振興局や県事務所などは廃止され、町内にある県の出先機関がなくなるだけでも不便なのに知事や県会議員との意見交換も要望もできず、遠い行政機関にとって中山間地域の実情など把握できるはずもありません。

さらに国は外交、防衛、皇室、通貨、通商政策などの役割を受け持ち、道州は広域公共事業、科学技術、高等教育の振興、経済産業の振興、公害環境対策、危機管理、市町村間の財政調整の役割を果たし、市町村は地域に密着した対人サービスなどの行政分野を総合的に担うと事業内容ごとに権限が分担されるので、国や道州の役割に関する問題には口を出すことができない仕組みになります。

市町村も現在よりさらに大きくならざるを得ず、経団連の提言で300から500、自民党道州制推進本部の中間取りまとめでは700から1,000の自治体に減らす再編を掲げています。以上のことをどう考えても、道州制は都府県にとっても市町村にとっても百害あって一利なしだと考え、住民の立場から反対の意見書採択に賛成いたします。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

8番、伊都堅仁君。

(8番 伊都堅仁君 登壇)

○8番(伊都堅仁君) 私は別に、先ほど申し上げましたけども道州制に賛成しているわけではありません。現状では道州制というのはまだ概念しか示されていないと思います。1つには都府県を統合して道・州を設置すること、2つ目には国の出先機関や広域機関を吸収して、規模も権限も大きな自治体をつくること。私の認識ではそれぐらいのところしかわからない。道州制になれば町村にとって不利益やというのが反対の理由のようですが、特別納得できるような理由は何も示されていないんです。

行政と住民の距離が遠くなるということについてでありますけども、それは出先機関とか中間に置かれるような支所的なもの、あるいはそれらを全て統合する部署のあり方というのが全く示されていない状態で、そのことを論じてもしようがないと思うんです。恐らくはそういうふうな希薄になるような形にはなっていないんじゃないかなというふうに私は考えております。

今日本で一番大きな自治体というのは東京都ですけども、全く毛色の違う伊豆諸島や小笠原諸島というのを大きな問題もなく管轄としているわけです。自治体が大きくなったり毛色が変わったときに、町村とかいろんな部署への距離が遠くなるとか対策が悪くなるということはイコールではないというふうに私は思います。

どうもこの道州制って簡単に導入されるものではない、恐らく今後やるとしても20年、30年かけて進んでいくというふうに考えますし、また支所的な例えば県庁の組織が一遍になくなってしまうという、乱暴に全ての県が一遍にひとつに統合されるというような形にも恐らくはならないであろうというふうに考えております。

この時点で、こんなタイミングで反対するような必要はないと思うんですけども、何か逆に詳細が示されれば反対できなくなるので、今のうちに目鼻のつく前に反対の意見書を出してしまおうというような意図さえ感じます。そのようなことで、私はこれに対して乗っていくことはできません。ということで反対をします。以上です。

(8番 伊都堅仁君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

12番、美野勝男君。

(12番 美野勝男君 登壇)

○12番(美野勝男君) 私は、この意見書を出すことに賛成の立場で申し上げます。

地方の議会というものは地域主権、ここにやっぱり重きを置いて、その改革の実現を望んでいかなければならないと私は思います。地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくるためには、国と地方の関係を国が地方に優越する上下の関係から対等の立場で対話のできる新たな関係へと根本的に転換し、住民主体の発想に基づいて改革を推進していかなければならないところであります。

幾つか考えられるわけではありますが、地方と国との協議の場をぜひつくっていただいて、それぞれの意見を十分に踏まえ一体的に権限、事務、税財源の移譲を進めることも

必要ではないかと思います。また行政の簡素化を図るため、国の出先機関の廃止・縮小により国と地方の二重行政を解消することも必要ではないかと思います。全国また画一的な制度を見直して町村の地理的状況や文化・歴史等を踏まえ、町村が主体的に選択・実施できる制度の検討を進めることなどを考えていかなければなりません。そうしたことで事実上の合併という、そうしたことが余儀なくされることは高いと考えます。

道州はもとより再編された基礎自治体というものは、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなると思います。地方自治が衰退してしまうと懸念するところでもあります。そうしたことで地域主権改革を進めていかなければならない、そんな中で道州制を取り入れるということは、それに逆行することでありまして、それに反対するということで意見書を出すことに、私は賛成をいたします。

(1 2 番 美野勝男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

1 3 番、美濃良和君。

(1 3 番 美濃良和君 登壇)

○1 3 番 (美濃良和君) 私はこの意見書の採択に賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

この問題については、先ほど田代議員のほうからも言われましたように、この件があるということはいろんな点で、例えば沖縄の件が説明されましたけれども、今私たちの大きな関心事である原発の問題。原発はこの和歌山県においても紀南のほうで、それは関電のほうで進められました。しかし、それがされずに和歌山県は原発のない、そういう数少ない県なんです。これは大体電気を使うのは大阪、そして地方の和歌山県が原発の電源の基地をつくってると、こういうふうな方法であったようでありますけれども、しかしこの運動は大きく進んでいく中で、当時の知事も原発に対して消極的な方向に回っていくと、そんな中で原発は現在まだ計画もあるようですけれども、つくられずに来ています。

これは大阪を中心になっていったらどうなるのか。当然和歌山の県会議員の数も減っていく、そして和歌山県のことは和歌山県で決められませんから大阪を中心のそういう議会で方向が進められていくと、そういうふうな問題も起こってまいります。先ほどか

ら賛成討論者のほうでございました仕事がないということについて、確かに大阪を中心とした新しい州か都かわかりませんが、その周辺では仕事がふえても私たちもこの周辺で仕事がふえるのかどうか、これはイコールとは言えないはずです。まさに道州制を進めていくための、私は詭弁のように感じます。

また市町村がこのことを決められて、どんどんと私たちのこの地域のことを国で決められていくのかと、そのことについても非常に疑問が残るわけであります。何にしても現在の憲法は地方自治と、そういうことが大きな中心課題になってきています。そして私たちのことは身近なことを決めていく。先ほどの中にもありましたように随分先のほうでもない、この2015年、18年あたりがその方向に向かっていく、現在の政権の、非常にどんどん物事を進めているスピードから考えても、この問題は考えられていくと思います。そういう点、現時点で私たちがこの地方自治を守っていく、そして、さきの合併でやはり多くの方々がそれぞれ2つの町が残っていればよかったというふうな声があるように、私たちは町民の立場で考えて、この道州制に反対する。ですから、その立場で道州制を断固反対する意見書に私は賛成いたします。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 発議第5号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書（案）について

○議長（小椋孝一君） 日程第19、発議第5号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書（案）について、議題とします。

提案理由の説明をお願いします。

4 番、加納国孝君。

(4 番 加納国孝君 登壇)

○4 番 (加納国孝君) 発議第 5 号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書 (案)。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要な喫緊の課題となっております。森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また我が国は、平成 25 年度以降において京都議定書目標達成計画に掲げられたものの第 1 契約期間における温室効果ガス排出削減義務 6 % のうち 3.8 % を森林吸収量で確保と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経過を踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成 24 年 10 月に導入されたが、使途は CO₂ 排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針にとまっている。

もとより地球温暖化防止をより確実にするものとするため、あるいは森林の整備・保全等森林吸収源対策や豊富な自然環境を生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産を脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることとともに森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むため、恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 20 日

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣。

以上です。

(4 番 加納国孝君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから発議第 5 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから発議第 5 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第 5 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 20 議員の派遣について

○議長 (小椋孝一君) 日程第 20、議員の派遣について、議題とします。

お諮りします。

本件については会議規則第 128 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第 21 委員会の閉会中の継続調査の申し出について (総務文教常任委員会)

◎日程第 22 委員会の閉会中の継続調査の申し出について (産業建設常任委員会)

◎日程第 23 委員会の閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員会)

○議長 (小椋孝一君) 日程第 21、日程第 22 及び日程第 23、委員会の閉会中

の継続調査の申し出について、一括議題とします。

初めに総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第73条・第74条及び第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第73条・第74条及び第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、所管事務調査について、閉

会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に議会運営委員長から、次期定例会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する全ての事項について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第24 閉会中の継続審査の申し出について（決算審査特別委員会委員会）

○議長（小椋孝一君） 日程第24、委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

平成24年度、紀美野町決算審査特別委員長から、目下委員会において審査中の議案第42号から議案第51号までの10件については、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（小椋孝一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長(小椋孝一君) これで本日の会議を閉じます。

平成25年第3回紀美野町議会定例会を閉会します。

(午後 0時05分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年9月20日

議 長 小 椋 孝 一

議 員 美 野 勝 男

議 員 美 濃 良 和